

広報 最上地区広域連合

2024年3月号 No.37



【左から加藤政一議員（戸沢村）、小野宏議員（戸沢村）、平野勝澄議員（真室川町）、佐藤一廣議員（真室川町）、沼澤道也議員（金山町／2列目）、栗田保則議員（金山町）、土田太議員（鮭川村）、西野桂一議員（鮭川村）】

構成町村選出議員の方の交代に伴い、 体制も新たに

昨年令和五年は、真室川町を除く三町村で議会議員選挙が執行され、それに伴って構成町村の議員の方も交代となり、議会体制が大きく変わりました。新たな体制は、次のとおりです（敬称略）。

議長	佐藤 一廣（真室川町）
副議長	栗田 保則（金山町）
議会運営委員長	小野 宏（戸沢村）
議会運営副委員長	土田 太（鮭川村）
議員	沼澤 道也（金山町）
議員	平野 勝澄（真室川町）
議員	西野 桂一（鮭川村）
議員	加藤 政一（戸沢村）

これまでのご尽力に感謝申し上げます

広域連合議会の前議長の丸山重幸さん（鮭川村）、前議員の矢口政一さん（金山町）、佐藤正さん（真室川町）、加藤昌彦さん（鮭川村）、岡田孝一さん（戸沢村） 柿崎英矢さん（戸沢村）が、令和五年中に最上地区広域連合議員を退任されました。これまでの議会運営にご尽力をいただき、本当にありがとうございました。

予算のあらまし

一般会計予算〈概要〉

令和6年度当初予算は、令和5年度と比較して1,800万円増の歳入歳出それぞれ1億6,800万円となりました。

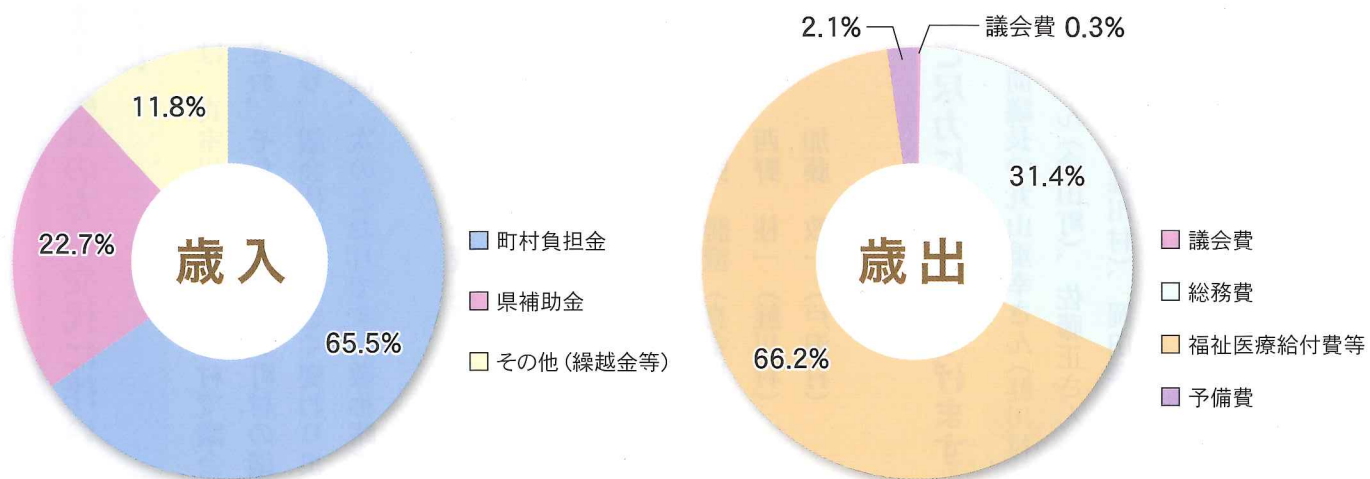
歳入予算の主な内容は、構成町村負担金1億1,014万6千円（65.5%）と山形県補助金（補助対象福祉医療給付費の半額）3,808万3千円（22.7%）でほぼ占められています。構成町村負担金は、広域連合を構成する4つの町村がそれぞれ均等割30%と福祉医療受給者割70%の割合で負担します。

歳出予算の主な内容は、福祉医療給付費1億1,109万円（66.2%）、議会費56万4千円（0.3%）、総務費（選挙管理委員会費、監査委員費、広域連合の事務執行経費）5,279万8千円（31.4%）となっています。また、福祉医療費の増加等に対応するため、予備費として353万6千円（2.1%）を措置しています。

【令和6年度 一般会計当初予算】

（単位：千円）

歳入	予算額	構成比	歳出	予算額	構成比
町村負担金	110,146	65.5	議会費	564	0.3
県補助金	38,083	22.7	総務費	52,798	31.4
その他（繰越金等）	19,771	11.8	福祉医療給付費等	111,090	66.2
			公債費	11	0.0
			諸支出金	1	0.0
			予備費	3,536	2.1
歳入合計	168,000	100.0	歳出合計	168,000	100.0



国民健康保険特別会計予算〈概要〉

令和6年度当初予算は、令和5年度と比較して1億100万円増の歳入歳出それぞれ23億4,200万円となりました。

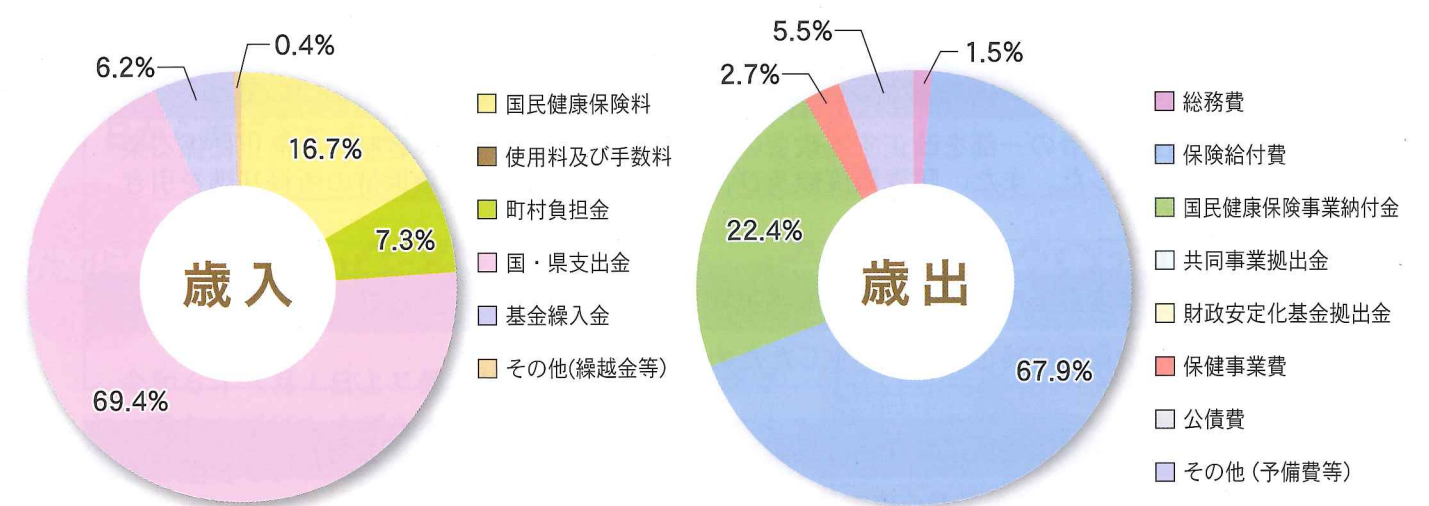
歳入予算の主な内容は、国保加入者の皆さんから負担していただく国民健康保険料3億9,104万4千円（16.7%）と国県支出金16億2,581万1千円（69.4%）、構成町村負担金1億7,129万2千円（7.3%）、基金繰入金1億4,500万円（6.2%）となっています。

歳出予算の主な内容は、医療費などの保険給付費15億9,030万1千円（67.9%）、国民健康保険事業費納付金5億2,523万2千円（22.4%）、特定健康診査など保健事業費6,208万4千円（2.7%）、公債費100千円のほか、予備費等として1億2,939万3千円（5.5%）を措置しています。

【令和6年度 国民健康保険特別会計当初予算】

（単位：千円）

歳入	予算額	構成比	歳出	予算額	構成比
国民健康保険料	391,044	16.7	総務費	34,888	1.5
使用料及び手数料	301	0.0	保険給付費	1,590,301	67.9
町村負担金	171,292	7.3	国民健康保険事業納付金	525,232	22.4
国・県支出金	1,625,811	69.4	共同事業拠出金	1	0.0
基金繰入金	145,000	6.2	財政安定化基金拠出金	1	0.0
その他（繰越金等）	8,552	0.4	保健事業費	62,084	2.7
			公債費	100	0.0
			その他（予備費等）	129,393	5.5
歳入合計	2,342,000	100.0	歳出合計	2,342,000	100.0



歳入の中でも大きな割合を占めている国民健康保険料は、国民健康保険制度の相扶共済の考えで成り立っており、最も重要な財源です。適正な運営のために納期内の納付にご協力をお願いします。

3月定例議会

条例の一部改正、令和5年度補正予算、令和6年度予算などを可決

最上地区広域連合議会は、昨年12月の定例会より佐藤一廣議長、栗田保則副議長の新たな体制のもと運営されております。令和6年第1回定例議会が3月4日に開かれ、条例の改正2件、令和5年度各会計補正予算2件、令和6年度各会計予算2件の6議案が原案どおり可決されました。

なお、議案の内容は次のとおりです。



令和6年3月定例会

新たに議会選出監査委員に選出されました議員の方です。



平野勝澄議員（真室川町）
（令和5年10月26日就任）

（1）最上地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与体系の一部を改正しました。

（2）最上地区広域連合国民健康保険料条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、退職被保険者制度の廃止に係る条項を削除しました。また、賦課限度額及び保険料軽減判定措置対象世帯の所得基準を引き上げました。

（3）令和5年度最上地区広域連合一般会計補正予算（第3号）

総務費、民生費等に補正の必要が生じたため。

（4）令和5年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

国民健康保険事業の各事業費の確定見込みにより補正が生じたため。

（5）令和6年度最上地区広域連合一般会計予算

予算概要は、2ページに記載しております。

（6）令和6年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計予算

予算概要は、3ページに記載しております。

令和6年度 国民健康保険料の改正について

①国民健康保険料賦課限度額【後期高齢者支援金分】が引上げになります。

	現 行	改 正	備 考
医療分（基礎賦課分）	65万円	65万円	据 置
後期高齢者支援金分	22万円	24万円	2万円引上げ
介 護 納 付 分	17万円	17万円	据 置
合 計	104万円	106万円	2万円引上げ

②国民健康保険料の軽減判定所得基準額が引上げになります。

【世帯ごとの所得に応じた均等割額・平等割額軽減措置の所得判定基準額の変更】

	世帯の合計所得	
	現 行	改 正
7割軽減	基準額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）	基準額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基準額（43万円）+（ 29万円 ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	基準額（43万円）+（ 29万5千円 ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	基準額（43万円）+（ 53万5千円 ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	基準額（43万円）+（ 54万5千円 ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

5割軽減対象世帯の判定基準額が5千円、2割軽減対象世帯の判定基準額が1万円引き上げられます。

上記の改正は、令和6年第1回最上地区広域連合定例議会で可決され、令和6年4月1日から施行されます。

お知らせ 最上検診センターが新しくなります！

令和6年4月1日より最上検診センターが新築され、現在の場所から移転します。移転先は「新庄ふるさと歴史センター」の道路をはさんで向かい側になります。

最上検診センターが新しくなることに伴い、総合健診の会場等も変更となる可能性があります。ご不明な点等がございましたら、最上検診センターかお住まいの町村の役場保健事業担当までご連絡ください。



マイナ保険証を積極的に活用しましょう！



現在、厚生労働省や様々な保険者において、マイナ保険証の積極的な活用を推進しております。しかし、全国的に見てもマイナ保険証の利用率は低い状況にあります。

マイナ保険証を利用できる医療機関はオンライン資格確認システムを導入している医療機関や薬局になりますが、使用できる医療機関は増えてきています。

ぜひ、医療機関や薬局に行かれた際には、積極的にマイナ保険証を活用しましょう。

●マイナ保険証のいいところって何？

①データに基づく最適な医療が受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果、医療費通知情報を見られるようになるため、様々な治療に役立てることができます。

②高額療養費の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

③転職、転居等による保険証の切替えや更新が不要

窓口での手続きが省略されるため、被保険者の皆様の負担軽減につながります。
※新しい保険者への加入手続は必要です。

④従来の保険証より診療報酬の加算が少なく済み

従来の紙の保険証より診療報酬の加算が少なく済み、医療費の削減につながります。

産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます

●保険料が軽減される対象者

金山町・真室川町・鮭川村・戸沢村にお住まいで国民健康保険に加入している方で、出産する予定又は出産した方

※出産する方が国民健康保険に加入していない場合は、軽減対象になりません。

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産を指し、死産、流産、人工妊娠中絶を含みます。

●保険料が軽減される期間

対象年度に収める保険料から、対象者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が軽減されます。

◆軽減は、令和6年1月分以降が対象です。

◆出産予定日または出産日が属する月（以下「出産予定日」という。）の前月を起点として4か月の国民健康保険料が軽減されます。

◆多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定月の3か月前を起点として、6か月間の国民健康保険料が軽減されます。

※令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の分だけが軽減対象です

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後
単胎の場合			出産予定日 または出産日		
多胎の場合			出産予定日 または出産日		

※色のついた期間が軽減期間です。

●届出方法について

出産予定日の6か月前から届出ができます。また、出産後の届出も可能です。

①産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書

※届出先役場の窓口に備えてあります。

②母子健康手帳など出産（予定）日がわかるもの

※届出時にコピーを取らせていただきます。

●届出先

金山町健康福祉課 0233-29-5625 真室川町町民課 0233-62-2054

鮭川村健康福祉課 0233-55-2111 戸沢村健康福祉課 0233-72-2364



なぜ必要？ 特定健診

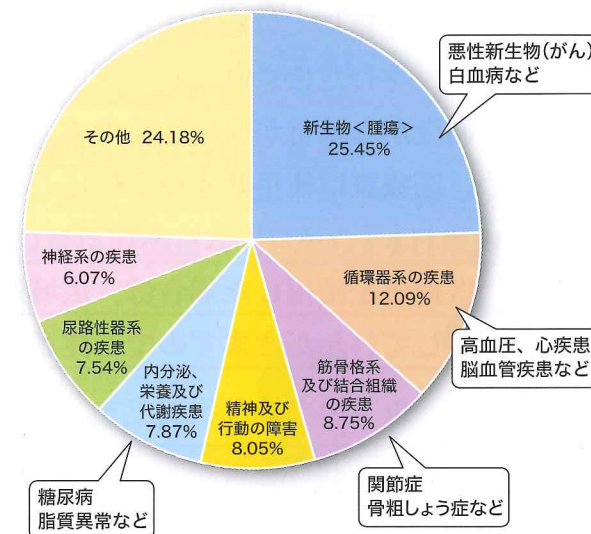
右のグラフは令和5年度の広域連合全体の医療費の状況をグラフにしたものです。

グラフを見ると医療費の約半分を占めるのは①腫瘍（がん、白血病など）、②循環器系（高血圧、心疾患、脳血管疾患など）、③筋骨格系及び結合組織の疾患（関節障害、脊椎障害など）となっております。

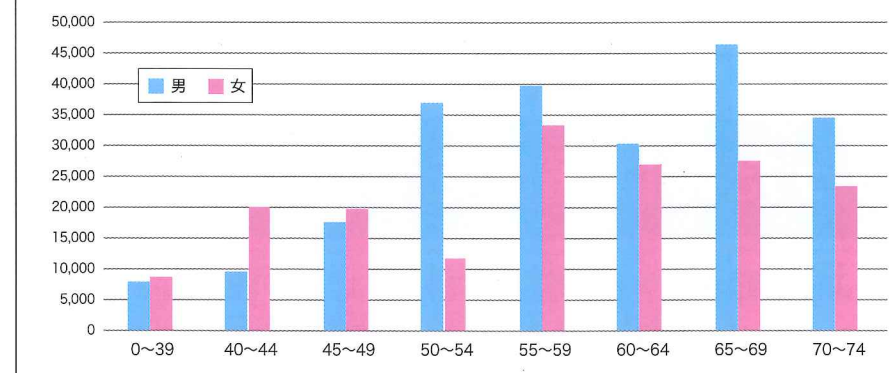
循環器系や内分泌、栄養及び代謝疾患の大半は生活習慣病と呼ばれ、食生活の乱れや運動不足、喫煙習慣など不健康な生活習慣によって発症する病気の総称です。

広域連合医療（医療費）

令和5年4月～令和6年1月診療分（累計）
医療費 13億7千3百万円



広域連合医療（1人当たりの医療費）



また、生活習慣の影響は40歳代から少しずつ表れはじめます。左のグラフは「一人当たりの医療費」を年齢別に示したのですが、40歳代から上がっていることが分かります。

深刻な生活習慣病でも、自覚症状のない状態で進行することが多いため、40歳から

は『特定健診』を年に1度受けることで、病気の早期発見・早期治療につながります。そうすることで、治療に費やす費用も、時間も少なくなるのです。

知ってた？ 特定健診

健診を受けずに病気が進行してしまうと、治療のために医療費が何倍もかかります。

生活習慣病を早期発見・早期治療し、医療費の節約にお役立てください。

特定健診には必ず医師と相談する時間があります。

体調のこと、検診結果のこと、気になる方はこの機会に相談ください。

特定健診では病気のリスクがわかります。しかも特定健診で受ければ9,240円の検診が2,000円になります。

（総合健診の場合）町村より補助が出ています。

生活習慣病は誰でもかかる可能性があります。

運動していても油断大敵。年に一回は健康状態の確認を。知ることは改善に向けた第一歩です。

学校でケガをしたときは医療証は使用できません

小・中学校に在籍しているお子様が当該施設管理下で（登下校を含む）ケガをしたときは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度から給付が受けられます。

そのため、医療証は使用せずに学校にご相談ください。



万が一、医療証を使用した場合は、広域連合が負担した医療費を後日返還していただきますのでご注意ください。

具体的には、以下のような状況です。

状 況	具 体 例
学校活動（授業・学級活動・掃除など）	体育の授業中に足を捻って捻挫した
課外活動（部活・遠足・修学旅行など）	部活動中に熱中症になった
休憩時間（始業前・昼休み・放課後など）	昼休み中に遊んでいたら衝突して歯を折った
通学（通常の経路による登下校）	通学中に自転車で転んで骨折した

交通事故などにあった時は届出をしてください

交通事故のように第三者の行為によって起きたケガや病気については、その相手が治療費を支払うことになります。酒酔いやケンカなど不法行為がなければ、保険証を利用して医療機関にかかることができます。その際は、町村窓口の国保担当や広域連合に連絡して『傷病届』など必要書類を提出してください。

届出が必要な場合

- ・交通事故（自損事故の場合も含む）
- ・他人のペットによるケガ
- ・飲食店などの食中毒
- ・ケンカに巻き込まれた など

必要書類

- ・国保保険証（マイナンバーカード）・印鑑
- ・事故証明書（交通事故の場合）

届け出先

最上地区広域連合 TEL 0233-29-6111

金山町健康福祉課 TEL 0233-29-5625

鮭川村健康福祉課 TEL 0233-55-2111

真室川町町民課 TEL 0233-62-2054

戸沢村健康福祉課 TEL 0233-72-2364



～春はお引越しなど移動の季節～

こんなときには、14日以内に必ず届け出を!!

国民健康保険の加入・喪失手続きをお忘れなく



国民健康保険の加入・喪失（やめる）手続きは自動的にではありません。

お引越しや職場が変わったなどの理由で広域連合の保険証を使用しなくなった場合は、忘れずにその異動日（転入日、転出日、他医療保険の資格取得日など）から**14日以内に届け出**をしてください。

!!もし、忘れてしまうと!!

一時的に保険料を本来支払う額以上に支払わなければならないくなったり、資格がない期間で医療機関にかかった場合に国保負担額の返還を求められたりしてしまう恐れがあります。



具体的には、以下のような状況です。

	こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
やめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、本人確認のできるもの
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証本人確認のできるもの
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証本人確認のできるもの
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
その他	同じ町村内で住所が変わったとき	保険証、本人確認のできるもの
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のために別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	汚損した保険証

※国民健康保険では、国保法第116条の2（住所地特例及びマル遠）の届出や送付先の変更なども届出が必要となりますので忘れないようにしましょう。

※マル学（学）被保険者証をお持ちの方は、毎年4月に該当（非該当）状況確認のため、在学を証明する書類及び届出書の提出が必要となります。

保険料の納付はお済みですか？

保険料を滞納すると…

保険料納付督促や納付相談等に応じようとせず、連絡もなく長い間納めないでいる方については、期限を守って納付している方との公平性を考え、次のような措置を取っています。

納期限が過ぎると
督促状が発送されます。
滞納の期間により
延滞金が徴収されます。



それでも納めないと…
通常の保険証の代わりに
短期被保険者証が交付されます。有効期限が1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月ごとに区切られます。



納期限から1年過ぎると…
保険証は返還していただき、代わりに**資格証明書**が交付されます。医療費は**全額自己負担**となります。



納期限から
1年6ヶ月を過ぎると…
国保の**給付金が全部、又は一部差し止め**になります。

滞納処分

保険料負担の公平上、
財産(債権、預貯金、保険、動産、不動産等)の
差押えを執行します。



国保の保険料納付は口座振替が便利です!!

●保険料が納められない場合は…

納付相談

いろいろな事情で納期のうちに納めることができない場合には、そのまましておかないで、早めに納付通知書などを持って各町村又は最上地区広域連合にご相談ください。

※ 連絡先(電話番号)

最上地区広域連合	29-6111
金山町 町民税務課	29-5610
真室川町 町民課	62-2054
鮭川村 住民税務課	55-2111
戸沢村 住民税務課	72-2326

手続簡単

下の2点を持って最寄りの金融機関(荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、JAおいしいものがみ(ものがみ中央農業協同組合)、JA金山、郵便局)へ行き、備え付けの「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入して申し込むだけ。手続きはとても**簡単**です。

……… **申し込みのときに持っていくもの** ………

- ①預貯金通帳
- ②通帳の届け出印



発行・編集／最上地区広域連合事務局 山形県新庄市城南町5番11号
TEL.0233-29-6111 FAX.0233-29-6112
E-mail mogami-kouikirengou@snow.ocn.ne.jp

広域連合加入者数 (令和6年2月末現在)

◎被保険者数	4,183人
◎国保世帯数	2,662世帯